

♣ バリアフリー改修工事

Q : 私は現在母親と同居しています。将来介護が必要になったときのことを考えて、自宅のバリアフリー改修工事をしようと思っていますが、改修工事の費用が気になり、なかなか話が進められずにいます。改修工事を行った場合に受けることができる税金軽減制度などはないのでしょうか？

A : バリアフリー改修促進税制が導入されます。

【解説】

バリアフリー改修促進税制とは、住宅を取得したり増改築をしたときに認められている住宅ローン控除制度を活用したもので、制度としては、「(1) 現行の住宅ローン控除制度を改正したもの」と、「(2) 新設される住宅ローン控除制度」との2つあり、その有利な方を選択することができる制度です。(1)の制度は改修工事の費用が100万円超の改修工事に適用があり、(2)の制度は30万円超の改修工事に適用があります。ただし、(2)の制度は、「50歳以上」「介護保険法の要介護又は要支援の認定者」「障害者」本人が居住する家屋の工事であるか、「65歳以上」又は「前記の要介護又は要支援」「障害者」に該当する人と同居する人がする工事が対象となります。

なお、対象となるバリアフリー改修工事は、両制度とも、①廊下の拡幅、②階段の勾配の緩和、③浴室改良、④便所改良、⑤手すりの設置、⑥屋内の段差の解消、⑦引き戸への取替え工事、⑧床面積の滑り止め化、の8項目となっています。

